

全建事発第 079 号
令和 7 年 10 月 9 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

注文書及び請書による契約の締結について（周知依頼）

平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、建設業法第 19 条において、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際し、同条第 1 項各号に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされています。

今般、規制改革実行計画（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）の内容に基づき、特定の要件を満たすときは、注文書及び請書への署名又は記名押印は必ずしも必要とされないことが別添 1 のとおり整理されましたので、お知らせします。

（掲載箇所：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000180.html）

また、規制改革実行計画において、建設工事の請負契約手続のデジタル化を推進するため、現在主流とされているいわゆる「立会人型」の電子署名が利用可能であることを明確化するなど必要な措置を講じることとされたことから、新たにガイドラインが定められましたので、併せてお知らせします。

（掲載箇所：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html）

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆さまに周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付書類】

別添 1 国土交通省通知文

別添 2 電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン

参 考 （該当部分抜粋）規制改革実施計画

（担当）事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp